

宝塚市立病院院内保育所運営業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

令和5年7月
宝塚市立病院

1. 目的

この要領は、宝塚市立病院院内保育所運營業務を委託する事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施するにあたり、その必要な手続等について定めるものである。

2. 委託業務名

宝塚市立病院院内保育所運營業務委託

3. 保育施設の概要

(1) 所在地

宝塚市小浜4丁目5番1号

宝塚市立病院 内

(2) 施設概要（「施設図面」参照）

託児室（78.23 m²） 職員室、配膳・湯沸室（20.45 m²） 便所（9.83 m²）

園庭（砂場 10.20 m²・人工芝 14.75 m²） 物置（5.77 m²）

4. 仕様書

別紙「宝塚市立病院院内保育所運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

5. 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日

（地方自治法第234条の3及び同施行令167条の17に基づく長期継続契約）

ただし、契約締結日から履行開始日の前日までは、本委託の準備期間とする。

また、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

6. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績等のある者

兵庫県、大阪府及び京都府に本社又は営業所等を有する法人であって、保育施設の運営実績が3年以上継続してあること又は病院の院内保育所の運営実績が3年以上継続してある保育事業者であること。（いずれも、業務委託契約による運営を含む。）

(2) 許認可等の取得者

本運營業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件のない者

法人及びその代表者等が次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 宝塚市から指名停止措置を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑥ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人または被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 3 号に規定する者
- ⑨ 法人本部及び法人が運営している施設について、所管庁による直近の監査・実地指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。

7. 契約上限額

19,600,000 円(消費税込)

※基本保育(2 名体制)、運営準備費用、固定的経費の年間の合計額が、上記の額を上回る見積書を提出したものは失格とする。

8. 参加手続き

(1) 事務局

〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜 4 丁目 5 番 1 号

宝塚市立病院 経営統括部福利厚生担当

電話 (0797) 87-1161 (内線 3353)

FAX (0797) 87-5624

電子メール m-takarazuka0200@city.takarazuka.lg.jp

ホームページ <http://www.takarazukacity-hp.com/>

※事務局の開庁日・受付時間

土日祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時まで。

(2) 応募書類の交付

① 交付期間

令和5年7月3日(月)から令和5年7月14日(金)まで

② 交付場所

宝塚市ホームページ及び当院ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 参加申込書の提出(受付)

① 提出方法

参加申込書(様式第1号)及び欠格要件なきことの誓約書(様式第2号)を事務局へ持参または郵送により提出すること。

なお、参加申込書には、以下の書類を添付すること。

- ・商業登記簿謄本又はそれに類する登記簿謄本(写し可)
- ・法人住民税にかかる納税証明書
- ・法人税・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書(国税庁の定める納税証明書(その3の3))

② 受付期限

令和5年7月14日(金)午後5時(必着)

(4) 審査結果の通知

提出された参加申込書等に基づき参加資格の有無を審査し、審査結果は、決定後すみやかに各申込者へ文書にて通知する。

9. 質問の受付及び回答等

(1) 質問方法(質問書の提出)

本プロポーザルにかかる質問がある場合は、質問書(様式第3号)を作成し、電子メールにより提出すること。

なお、電話での問い合わせ等には、応じないものとする。

(2) 質問書提出期間

参加申込に係る審査結果通知受領後、令和5年7月24日(月)午後5時まで

(3) 質問等への回答方法

令和5年7月28日(金)午後5時30分までに宝塚市ホームページにより回答する。なお、質問等への回答は、当実施要領及び仕様書の補足、追加又は修正とみなすものとする。

10. 提案書等の提出

(1) 提出書類及び提案項目

提出書類、様式等は次のとおりとし、別添「仕様書」に基づき作成すること。

① 提案書表紙(様式第4号)

② 法人等概要書（様式第5号）

③ 保育施設又は院内保育所の運営（受託）実績（様式第6号）

④ 保育所等運営受託に関する提案書（様式自由）

ア 理念・運営方針（保育に対する理念、保育所運営の方針や目標、運営実績）

イ 保育内容（保育指導の計画、1日の保育の流れ、年間行事計画等）

ウ 保育従事者（配置や勤務計画、研修等）

エ 保健衛生（清潔な保育環境の維持管理、保育児・保育従事者の健康管理等）

オ 安全管理・危機管理（事故・災害の予防、発生時の対応等）

カ 保護者との連絡調整（保護者との関わり、相談体制、苦情解決等）

キ 個人情報保護（個人情報保護への考え方や対応方針等）

ク 独自事業・特色等

（「幼稚園に通わせている職員の子どもが、園の送迎バスで宝塚市立病院付近へ帰ってきた際、保育従事者が引き取り、院内保育所で保育する。」など、貴社のこれまでの保育所・院内保育所運営で蓄積されたノウハウのうち、保護者からのニーズが高く、かつ、貴社において対応可能なサービスがあれば提案してください。）

⑤ 運営費見積書

見積書は、仕様書(4.業務の目的・内容→(2).内容→オ.保育時間)に示した保育時間及び保育従事者の配置条件を前提として作成し、見積額の積算内訳・算定根拠を詳細に示すこと。特に人件費については、有資格者と無資格者それぞれの単価を明示すること。

また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、税抜きの金額を記載すること。

見積書の様式は自由とするが、以下の項目ごとの金額を記載すること。

ア 基本保育

→仕様書に定める基本保育の時間帯に、保育士2名を配置した場合の経費を見積もること。

イ 運営準備経費

→保育従事者の採用や研修等、運営開始に向けた準備に関し発生する経費を見積もること。

ウ 固定的経費

→運営上、固定的に毎月発生する経費を詳細に記載すること。

以下は審査対象とはしないが、参考見積として記載すること。

エ 基本保育

→仕様書に定める基本保育の時間帯に保育士3名を配置した場合の経費を見積もること。

オ 延長保育・夜間保育

→仕様書に定める延長保育・夜間保育それぞれの時間帯に、保育士2名を配置した場合の経費を見積もること。

カ その他経費

→その他、必要とされる経費を詳細に記載すること。

⑥ 職員の採用計画（様式自由）

運営受託した場合の職員の採用計画等（採用方法、採用基準、雇用形態等）

⑦ その他参考資料（必要に応じて）

(2) 書類の体裁

原則として、A4版・縦型・横書き・片面印刷・左綴じで作成すること。

ただし、既存資料がある場合は、横型あるいはA3版等でも可とする。

(3) 提出期限

令和5年8月18日（金）午後5時（必着）

(4) 提出場所、方法

事務局へ持参または郵送により提出すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部

(6) その他

- ・提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出された書類は、複製を作成する場合がある。
- ・提出された書類のほか、審査に必要な書類・資料の提出を求める場合がある。

1 1. 受託候補者の選定

(1) 審査

提出書類及び次項に示すヒアリングの内容を総合的に審査し、最も評価の高い提案を行った者を受託候補者に選定し、次に評価の高い者を次点者として選定する。

なお、本プロポーザルについては、提案者が1事業者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

また、審査の結果、適切な受託候補者がいないときは、候補者なしとしたうえで、再募集することがある。

(2) ヒアリング

① 日時 令和5年8月30日（水）午後1時30分～（予定）

※実施日時等詳細については、参加者へ別途通知する。

② 場所 宝塚市立病院講堂

③ 実施方法 プレゼンテーション及び質疑応答

④ 所要時間 1者45分程度

・プレゼンテーション25分程度 ・質疑応答20分程度

- ⑤ ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、追加資料は受理しない。
- ⑥ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候や出席予定者の事故等、管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲でヒアリングを実施できる時は、指示した日時において再度ヒアリングを行うものとし、再度のヒアリングを行うことが困難であると認められる時は、当該プロポーザル参加者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

(3) 評価の基準・項目

「宝塚市立病院院内保育所運營業務委託 公募型プロポーザル評価基準」及び「宝塚市立病院院内保育所運營業務委託 公募型プロポーザル評価項目」によるものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、決定後すみやかに各参加者へ文書にて通知する。

ただし、審査結果にかかる評価・点数等についての問い合わせには応じない。

1 2. 委託契約の締結

選定した受託候補者と、本業務委託の細部及び契約条件（内容、金額等）を協議のうえ、委託契約を締結することとする。なお、当該受託候補者と協議が整わない場合は、次点者として選定された者との協議を行い、委託契約を締結する。

1 3. 留意事項

(1) 募集内容に対する承諾

参加者は、応募書類の提出を持って本実施要領及び仕様書の記載内容、条件を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関する費用は参加者の負担とする。

(3) 使用言語および通貨

応募に係る一連の手続きおよび契約に関する手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、原則として失格とする。

- ① 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合
- ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき、又は、それ以外の事項や虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 本募集要領に違反すると認められた場合